

生総発第278号  
平成11年9月8日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

岐阜県警察犯罪被害者サポートチーム設置要綱の制定について（例規通達）

被害者対策については、警察の総力を挙げて取り組んでいるところであるが、被害者の支援を一層充実強化するため、このたび、「岐阜県犯罪被害者サポートチーム設置要綱」を制定し、平成11年10月1日から実施することとしたので、効果的な運用に努められたい。

なお、「被害者に対する支援活動の推進について」（平成10年12月11日付け生総発第39号）は、廃止する。

注) 平成16年3月24日付け本部長通達により、「生活安全部長」を「総務室長」、「生活安全総務課長」を「広報県民課長」に読み替えて表示しています。

別添

## 岐阜県警察犯罪被害者サポートチーム設置要綱

### 第1 趣旨

犯罪被害者は、その直接的な被害だけでなく、その結果として生ずる精神的被害、経済的被害等多くの被害を受けている。中でも、精神的被害の問題は極めて深刻であり、犯罪により著しいストレス障害を抱え、精神的な援助を必要としている被害者が多数認められる。これら被害者に対する支援活動については、被害直後における危機介入（犯罪の被害により発生した被害者の精神的被害に対する初期的な対応をいう。以下同じ。）を含む早期支援活動が効果的であり、被害回復を図る上において極めて重要であるとされている。

このような現状を踏まえ、犯罪被害者に対する組織的な支援活動を被害直後から積極的かつ適切に実施するため、犯罪被害者サポーター（以下「サポーター」という。）及びサポート補助員（以下「補助員」という。）で構成する岐阜県警察犯罪被害者サポートチーム（以下「サポートチーム」という。）を編成し、被害直後から被害者のニーズに応える支援活動を強力に推進するものである。

### 第2 任務

- 1 サポーターは、被害者の精神的被害の軽減・回復を図るため、次の任務を行うものとする。
  - (1) 殺人、強制性交等、強制わいせつ、死亡ひき逃げ事件等が発生し、被害者及びその遺族（以下「被害者等」という。）の精神的被害が重大であり、支援が必要と認められる者に対し、危機介入を含む早期支援活動を行う。
  - (2) 早期支援活動後も被害者等の精神的被害の回復が図られていない場合において、被害者等からの要請があったとき又はサポーターにおいて被害者等の精神的被害が大きく引き続き支援活動の継続が必要であると認められるときは、被害者等の状況に応じて、カウンセリングに関する専門的知識を有するサポーターに引き継ぎ、訪問又は電話によるカウンセリングを継続して行う。
  - (3) 警察職員に対し、被害者支援活動の実施方法等並びにカウンセリングの助言、指導及び教養を行う。
  - (4) 岐阜県犯罪被害者支援活動推進協議会その他関係機関・団体との連絡、講演会等への参加など、必要な協力、活動を行う。
- 2 補助員は、被害者等が通訳を必要とする場合において、サポーターによる早期支援活動が効果的に行われるよう通訳等による補助活動を行う。

### 第3 サポーター・補助員の指定及び指定の解除

- 1 サポーターは、カウンセリングに関する資格又は被害者支援活動に関する基本的知識を有する警察職員の中から、補助員は、手話又は外国語通訳の能力を有する警察職員の中から、適任者を指定するものとする。
- 2 サポーター及び補助員の指定及び指定の解除は、広報県民課長が、指定又は指定を解除しようとする職員の所属する長と協議の上、総務室長を経由して警察本部長（以

下「本部長」という。) に上申するものとする。

3 本部長は、広報県民課長の上申に基づき、サポーター及び補助員の指定及び指定の解除を行うものとする。

#### 第4 運用

- 1 所属長は、サポーター及び補助員（以下「サポーター等」という。）による早期支援活動が必要であると認めるときは、早期支援活動依頼書（別記様式第1号）により広報県民課長に派遣を要請するものとする。
- 2 サポーター等の派遣要請を受けた広報県民課長は、早期支援活動が必要であると認めるときはサポーター等を派遣し、支援活動を行わせるものとする。
- 3 早期支援活動の結果、引き続きカウンセリングの必要が認められる場合は、当該所属長と協議してカウンセリングを行わせることができる。

#### 第5 運用上の留意事項

- 1 所属長は、被害者支援活動の重要性について、所属職員に周知徹底するとともに、サポーター等の積極的な運用に努めること。
- 2 サポーター等の派遣は、原則として通常勤務時間内とするが、被害者のASD（急性ストレス障害）又はPTSD（心的外傷後ストレス障害）の症状が強いとき、被害者等が早急な支援を望むとき等緊急を要する場合は、所属長は広報県民課長に協議すること。
- 3 支援活動は、被害直後から実施することが最も効果的であるので、できる限り早い時期から実施すること。
- 4 支援活動の実施場所は、原則として、各警察署の相談室、事情聴取室を使用するものとする。ただし、被害者の希望等により、他の場所が適当と認められる場合は、この限りでない。

#### 第6 結果報告

サポーター等は、支援活動終了後、その結果を速やかに早期支援活動結果報告書（別記様式第2号）により、広報県民課長に報告するとともに、その写しを早期支援活動を依頼した所属長に送付するものとする。

附 則（平成11年9月8日付け生総発第278号）

この要綱は、平成11年10月1日から運用する。

附 則（平成29年7月12日付け刑総第612号）

この要綱は、平成29年7月13日から運用する。

【別記様式省略】